

【1】町の観光振興について

木曾義仲ゆかりの地ということで、NHK大河ドラマの誘致に向け、津幡町「木曾義仲」大河ドラマ化推進協議会が発足し、どのような活動を行うかについて、昨日の北國新聞にその概要が発表されていましたが、具体的にはどのような運動を展開することになるのでしょうか。

義仲ゆかりとはいえ、倶利伽羅の地名は津幡側にあるものの、実際の主要な戦場はほぼすべて小矢部市側にあります。大河ドラマの効果、メリットがどれぐらいあるのかわかりませんが、しかし、町として動き出すということであれば、この機会を最大限に生かし、津幡町をアピールするチャンスとして捉えてはいくこと、これをきっかけに町民自身が町の歴史を知ること、津幡町として、地域資源、観光資源をじっくりみがきあげることも大切なのではないのでしょうか。

また、津幡町の魅力を全国に発信するためには、町の絵葉書を作成するのも有効な手段ではないのでしょうか。倶利伽羅だけにとどまらず、森林公園、河北潟、「加賀郡ぼう示札」や古木や巨樹、笠野の火祭り、禁酒の碑、、、津幡町ならではの財産はまだあります。

歴史の専門家といわれる人たちや写真家のみなさんに参加、協力を呼びかけることは勿論、広く一般町民の参加者も募り、あらゆる方面から知恵をしばり、アイデアを出し合う、こういうことが住民参画の町づくりへとつながることになるのだと思います。単なる誘致運動、地域振興に終わるのではなく、町づくりの一環に繋がるような運動にしてはいかがでしょうか。

【2】町内公共施設の禁煙対策について

たばこの煙には、ニコチン、シアン化物、砒素、カドミウムなど、数多くの有毒物質が含まれ、しかも喫煙者本人の健康被害以上に、他人のタバコの煙を吸わされる人の被害、つまり受動喫煙の悪影響が大きいことが明らかになっています。今や、駅やターミナル、屋外競技場など公共の場、飛行機、JR、バスなどの公共交通機関、タクシーなどにおいても、着々と禁煙が進められています。

受動喫煙防止については、国民の健康増進という観点から、平成15年に施行された健康増進法25条に「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を監理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定しています。つまり、施設の管理者に対し、受動喫煙防止の取組みを積極的に推進する努力義務を課したものです。

石川県においては「いしかわ健康フロンティア戦略2006」の目標項目として、学校における敷地内禁煙の実施率を平成22年には100%、未成年者の喫煙率を0%としています。

県内では、既に金沢市、加賀市、かほく市、内灘町、小松市、が全小中学校の敷地内全面禁煙を実施し、内灘町においてはこの4月から子どもたちの受動喫煙を防ぎ、禁煙教育の徹底を図るため、町立の体育館や教育施設での敷地内禁煙まで拡大しました。

受動喫煙の防止法はふたつあります。まったく費用がかからない方法として、全体を常に禁煙とするという全面禁煙と、喫煙者の気持ちに配慮し、互いに気持ちよい関係を維持する方法として、喫煙室又は喫煙コーナーのみを喫煙場所として、それ以外の場所を禁煙とする空間分煙という方法があります。が、完全な空間分煙が図られなくては意味をなしません。

津幡町での公共施設について調査したところでは、津幡町公共施設の調査一覧によりますと、全ての保育園が敷地内禁煙、幼稚園、学校、体育館は全館禁煙、役場本庁舎など分煙の施設もあれば、吉倉歴史民俗収蔵庫や倶利伽羅塾など「禁煙対策なし」という施設もあります。

先日の北國新聞には、職員提案という形で、公用車に備えてあった灰皿を撤去し、禁煙を徹底する取り組みをした記事が大きく掲載され、率先して受動喫煙防止を進めようとする町の決意の現われであると紹介されていました。職員の健康を守るという意味からも、また町民への禁煙啓発を進める上でもこれは大きな前進だと思います。

おりしも5月31日から6月6日は厚生労働省の定める禁煙週間にあたりますが、津幡町民の健康を守るために、町長のリーダーシップでもって、町内の公共施設での受動喫煙防止、禁煙教育を更に徹底しては如何でしょうか。町長の見解をお尋ねしたい。

【3】学校の耐震診断とその公表について

中条小学校と太白台小学校の耐震工事が21年度中に実施されることになり、保護者や地域住民の方々の地震発生時への不安が解消されることと思います。

しかしながら何故これまで耐震診断がなされなかったのか。そして耐震診断の住民への公表が何故遅れたのかについての説明がなんら行われていません。

平成7年に施行された「建築物の耐震改修に関する法律」により耐震診断及び耐震改修に努めることが求められ、平成20年6月の「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」によって耐震診断の実施とその結果の公表が義務付けられました。多くの自治体では最優先に耐震診断を実施し、順次、耐震改修に取り組んできたことが、その自治体のホームページでわかり易く住民に公表されました。

内灘町は平成8年度に全ての学校の二次診断を終え、順次耐震改修を実施し、21年度で耐震化率100%と計画的に取り組んでいます。かほく市においても10年度から最優

先に耐震診断を実施し、耐震補強は一小学校の体育館を残すのみとなっています。

①津幡町の耐震診断はなぜ後回しになったのでしょうか。

②津幡町の耐震診断の公表は住民にわかり易い形で行われたのか。

この二点について教育長の答弁を求めます。

【４】「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について

教育関係法の一連の大改正の中で、教育委員会に住民への説明責任を義務付けた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の重要な事項が、津幡町教育委員会では実施されていない件について教育長にお尋ねします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条に定められている「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての規定は、平成１９年の法律改正によって新たに設けられた条文です。

その改正の趣旨は、教育委員会の形骸化の批判を受けて、教育委員会体制の整備充実の一環として行われたもので、教育委員会は自らの仕事の点検・評価を行い、それを住民代表の議会に対して報告し、また公表することで住民への説明責任を果たすことを求めたものです。

このことは、平成１９年７月３１日に文部科学省から出された事務次官通達でも明らかで、その中でも『今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものである』と、明確に書かれています。

こうしたことから、この２７条の規定は、教育委員会の説明責任を強く求めるために、点検・評価のために作成した報告書を議会へ提出すると共に住民への公表を義務付けるという、いわゆる義務規定の定め方をしているのです。

全国の地方公共団体の教育委員会は、この法律の規定を遵守するため、平成２０年度から一斉に１９年度の点検・評価の作業と報告書の作成作業を行い、今年３月末までには、１９年度の事務の管理及び執行の状況についての点検評価報告書を作成し、議会に提出しているという状況です。

インターネットで見ることができる形で公表している県内の自治体だけでも金沢市、小松市、白山市、野々市町、内灘町などいくつもの自治体の教育委員会があります。

それに対して、我が津幡町は、法律で義務付けられているという極めて重要な規定であるにも関わらず、今日に至るも議会への提出がなく、もちろん住民への公表もないという状況です。

法律を遵守し、法の趣旨を尊重すれば、3月中に議会へ報告し、住民への公表を行うべきではないでしょうか。このことについては、20年3月11日の議会全員協議会で配布された資料にも明記されていることです。議会への報告と住民への公表が遅れている理由について教育長の答弁を求めます。

【5】ポートピアについて

3点について答弁を求めます。

(1) 昨年4月30日みどり市と行政間協定を結んだ件について、6月の広報には「今後の予定としてみどり市と施設会社は開発許可申請、建築確認申請などの手続きなどの手続きに入る」とありました。これらの申請はなされたのでしょうか。他にどんな手続きがあるのでしょうか。現在、どの段階なのでしょうか。

(2) ポートピア建設予定地周辺を通りますと、富山方面からは、北バイパスから右折して、直接ポートピア建設予定地に進入することは難しいのではないかと思います。そのために新しい道路が必要であると考えられますが、どこに作る計画なのでしょうか。

(3) 町長はこれまでに、ポートピアが「将来に向け、安定的な財政運営に寄与」、「町の総合力を維持し高める」と答弁されていたと記憶していますが、ポートピアとどうしても結びつきません。この意味について具体的に説明していただきたい。また、ポートピア誘致は、町のイメージアップにつながるものであろうか。「まちづくりに貢献するものである」と今も確信されていますか。

数日前、偶然にインターネットで津幡町のポートピアについて書かれているブログに出逢いました。町外の、逢ったこともない方がこんなことを書いています。

「隣の津幡町でこのポートピアが問題になっているようだ。インターネットがますます隆盛を極める時代に、なぜそんな施設が必要なのか。誰の選挙公約にもありそうな健全な町づくりなど、これでは口先ばかりといわれてもしかたがない。ポートピアが津幡町の県内でも有数の憩いの場になっている森林公園のすぐそばに出現するときの、そこから流れだす、土地の雰囲気という見過ごされてしまいそうな豊かな自然の財産については、当然推進する側の計算には入っていないだろう。遠い未来のことではない。想像すれば、どんな町になるだろうかと、すぐにも見えてくる。大人に今しなければならぬことがあるとしたら、せめて次代の後輩達が創っていく暮らしの邪魔をしないことだと思うばかりだ。地域社会とは、自分の住んでいる町と、そして生きているこの人生のことだった。」

木曾義仲ゆかりの地として津幡町の全国発信を図る町長として、この声に対する町長ご自身の率直な感想もあわせてお願いします。